

## 平成 26 年度激変緩和措置対象病院への特別調査（案）

平成 26 年 10 月 8 日の中医協基本問題小委員会において、平成 26 年度改定において激変緩和対象となった医療機関に対し特別調査（アンケート調査）を行うことが了承された。

### I 概要

- 平成 26 年度診療報酬改定においては、DPC 制度全体の移行措置（調整係数の基礎係数・機能評価係数Ⅱへの置換）に伴う個別の医療機関別係数の変動について、激変緩和の観点から、医療機関係数別係数の変動の影響による推計診療報酬変動率（出来高部分も含む）に基づき、2.0%を超えて変動しないよう暫定調整係数を 135 施設（変動率-2.0%を下回った施設数：53 施設、変動率+2.0%を上回った施設数：82 施設）について調整した。
- 次回改定においては、調整係数の 75%が置換される予定であるが、激変緩和対象となる医療機関の現状を把握し、今後の激変緩和措置のあり方を検討する為に別添の内容のアンケート調査を行うこととしてはどうか。

### II 調査方法（案）

#### （1）調査対象となる医療機関

DPC 対象病院のうち、平成 26 年度激変緩和措置対象となった医療機関

135 施設（個別の医療機関名は非公表）

|            |       |
|------------|-------|
| 変動率-2.0%以下 | 53 施設 |
| 変動率+2.0%以上 | 82 施設 |

#### （2）調査内容・目的

##### 1. 財務状況について

- 推計診療報酬変動率（DPC 制度に係る診療報酬部分のみ）で±2%の激変緩和措置の設定を行っているが、実際の医療機関全体の診療報酬の変動を把握する必要があるのではないか。

2. 人員配置について  
3. 医療提供体制について

- 医療計画における「5疾病・5事業十在宅医療」に関して、当該医療機関の当該地域における役割を把握する必要があるのではないか。

4. 診療行為の入院前外来への移行について

- DPC制度参加前と参加後での入院中の「診療内容」に変化があった場合、調整係数の置き換えに伴い激変緩和措置の対象となった可能性があるのではないか。

5. DPC制度参加の経緯について

- 各医療機関がDPC制度への参加にあたり、どのような取組みを行ったかを把握する必要があるのではないか。

6. 激変緩和措置制度について

- 激変緩和措置制度を引き続き行うべきか。行うのであれば、どのように平成30年の調整係数の廃止に向けて要望を把握する必要があるのではないか。

(3) 調査票

- 調査の負担軽減を図るため、データ入力用のPDFファイルを配布する。

(4) その他留意事項

- とりまとめにあたり、医療機関名は非公開とする。  
○ 中医協における了承の後、調査表の配達、収集を実施する。